

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31（令和元）年度）」 に基づく事業実施評価について

大阪市では、平成 27 年 4 月に、ひとり親家庭等に対する自立支援施策を総合的に示す計画として、平成 31 年度までを計画期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、関係部局とともに、当事者団体等の関係団体とも連携し、施策の充実を図ってきたところである。

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」に掲げた 1.「就業支援」、2.「子育て・生活支援」、3.「養育費確保に向けての支援」、4.「経済的支援」、5.「サポート体制の充実」という 5 本柱の施策目標の達成に向け、ひとり親家庭等自立支援施策の充実に取り組んできた。各施策の取り組みの成果と課題は以下のとおりである。

《ひとり親家庭等自立支援施策の主なもの》

1. 就業支援

① ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の父または母、寡婦に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、無料での職業紹介など一貫した就業支援サービスを提供する。

また、在宅就業に関するセミナーの開催や、在宅就業者として就業開始まもない時期等に、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウの提供・コーディネート等を行う在宅就業推進事業を実施する。

② ひとり親家庭等自立支援給付金事業（所得制限あり）

ひとり親家庭の父または母の就業を支援するため、次の給付金を支給する。

・自立支援教育訓練給付金

（平成 29 年度より雇用保険の教育訓練給付金対象者にも拡充、令和元年度より特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の講座も対象）

・高等職業訓練促進給付金等

（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として市町村民税非課税世帯

に対し月 14 万 1 千円に拡充、令和元年度より市町村民税課税世帯に対し
修業期間の最後 1 年間、月 10 万 5 百円、修業期間の上限を 4 年に拡充)

- ・ 高等職業訓練促進資金貸付金事業

(平成 28 年度より新規事業として 50 万円を上限に入学準備金を貸付)

- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として受講終了時に対象経費
の 6 割相当額、合格時に 4 割相当額の支給に拡充、こどもの年齢の対象
を 25 歳未満に拡充)

- ・ 専門学校等受験対策事業

(平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として専門学校等に合格する
ため予備校に通う方へ補助)

【取り組みの成果と課題】

就業相談・職業紹介、就業支援講習会等の能力の開発、就業機会の創出等
をおこなっている。ひとり親の就業は、子育てと生計の役割をひとりで担う
難しさから、希望と現実の就労にミスマッチが生じやすく、正規職員として
の雇用割合が低く、こどもの貧困状況の要因のひとつになっている。

その様な中、資格取得による就労は有効であり、高等職業訓練促進給付金
等は、拡充前の平成 29 年度の新規給付者 66 人に対し、平成 30 年度は 108 人
と増加しており、今後も成果が期待できる。

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職者数は、好景気も相
まって平成 26 年度以降、減少しているが、行政機関や関係団体と連携を図る
ことで、就業相談件数は年々増加傾向にある。

今後とも、安定した生活を送るための自立支援、就業意欲の換気と就職促
進を図り、本人の状況や生活条件に即した、きめ細やかな就業支援を進める
必要がある。

2. 子育て・生活支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の父または母、寡婦が、自立するための修学や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣や、家庭生活支援員の自宅で保育を行う。

② ひとり親住宅

ひとり親家庭に対して、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年5月に特別抽選を行い、市営住宅への優先入居を図る（収入基準、家賃は一般の市営住宅と同様）。

③ 保育施設等の利用調整に関する特別の配慮

保育施設等の利用調整については、ひとり親家庭で就労等により子どもを保育できない家庭が、同条件で両親のいる家庭よりも優先的に利用できるよう点数を高く設定している。

（平成30年度より就労に加え就学についても高く設定）

【取り組みの成果と課題】

子育て支援、生活支援については、ひとり親家庭等を含む子育て世帯に対する支援策をはじめ、ひとり親家庭等を対象とした支援策の推進を図っている。

特に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」においては、ひとり親家庭のニーズに十分対応できるよう、家庭生活支援員の増員に取り組んでいる。引続き家庭生活支援員の増員、制度の利用促進のため広報周知の充実が必要である。

また、生活の場の安定を図るため市営住宅への優先入居募集を毎年5月に実施し、ひとり親の優先選考枠として毎年同数（225戸）を確保できている。

平成30年度より保育施設等の利用調整について、ひとり親家庭の親が就職や転職に有利な資格取得がしやすいよう、ひとり親の就学についても点数を高く設定している。

今後とも、就業・自立を図るために、子育て支援サービスの推進及び生活の場の確保が重要であると考えている。

3. 養育費確保に向けての支援

① 広報・啓発活動の推進

(平成 29 年度より養育費パンフレットの配布、養育費セミナーの開催)

② 無料専門相談の実施

区役所における弁護士による法律相談

各区年 2 回、大阪市全体で年 48 回 平日 午後 2 時～ 4 時 (予約制)

(平成 28 年度より実施)

愛光会館における弁護士による法律相談

毎月第 2 水曜日 午後 1 時～ 4 時、第 3 水曜日 午後 6 時～ 8 時 (予約制)

(平成 30 年度より毎月第 2 水曜日→毎月第 2 土曜日)

契約弁護士による随時法律相談

ひとり親家庭サポーターによる事前相談により、状況に応じて、弁護士事務所での訪問相談

(令和元年度より実施)

③ ひとり親家庭サポーターによる同行支援

離婚を考えている方の精神的負担・不安を和らげるため、弁護士事務所・公証役場、家庭裁判所等に対し、ひとり親家庭サポーターが同行支援を行う。

(令和元年度より実施)

④ 公正証書等作成費補助

公正証書、調停調書等作成にかかる本人負担分を補助

(令和元年度より実施)

⑤ 養育費の保証

民間保証会社と養育費保証契約を締結する時にかかる本人負担費用 (保証料) を補助

(令和元年度より実施)

⑥ 区保健福祉センターでの相談・情報提供

【取り組みの成果と課題】

養育費確保の取組みとして、各区に配置しているひとり親家庭サポーター

による離婚前相談や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる無料法律相談、平成 28 年度からは養育費に関するパンフレットを各区住民情報事務所管課において離婚届とともに配付し、大阪弁護士会と連携して、「離婚・養育費」に関する専門相談を区役所で実施している。

さらに平成 29 年度からは市独自で作成したパンフレットも配付し、広報啓発に努めている。

しかし、養育費の取決め率や受給率は、平成 29 年 12 月に公表された全国の割合に比べて大変低い状況であることから、令和元年度より養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、大阪市のひとり親家庭の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、「養育費確保のトータルサポート事業」として、事業を拡充している。

養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、今後についても、引き続き養育費の相談体制の充実を図るとともに養育費に関する広報啓発活動を推進し、養育費の受給向上を図る必要がある。

4. 経済的支援

① 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。

② 児童扶養手当

離別や死別によってひとり親で子どもを監護している父又は母や、未婚のひとり親で子どもを監護している父又は母で子どもを監護している世帯に対して、子どもが 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（子どもが政令で定める程度の障害の状態にある場合は 20 歳到達まで）の間、子どもを監護している母か、生計を同じくし監護している父に対して支給する。平成 28 年 8 月分から第 2 子以降の加算額を増額し、平成 30 年 8 月分から全部支給となる所得制限の限度額を引き上げ、令和元年 11 月分から支払い回数を〈4 か月分

ずつ年3回) から、(2 か月分ずつ年6回) に見直す。

③ その他の優遇制度

- ア ひとり親家庭医療費助成 (所得制限あり)
- イ JR通勤定期の特別割引 (所得制限あり)
- ウ 市立有料自転車駐車場の利用料割引

【取り組みの成果と課題】

これまで、収入の少ないひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための児童扶養手当制度、臨時的な支出に対応しさまざまな資金使途に応じた母子寡婦福祉資金貸付金、医療を受けやすくするため医療費の一部を助成する医療費助成制度、経済的な理由により就学が困難な家庭を支援する就学援助・修学奨励事業などの経済的支援策を実施している。

児童扶養手当については、少子化や婚姻件数の減少による離婚件数の減少に伴い、平成25年度以降前年度受給者数を下回っている状況である。

ひとり親家庭においては、安定した仕事に就き経済的に自立できる支援が最も重要であるが、経済的援助や経済的負担を軽減するといった経済的支援策も生活の安定に重要であり、引続き効果的な給付・助成に努める必要がある。

5. サポート体制の充実

① ひとり親家庭サポーターによる相談窓口

各区保健福祉センター保健福祉(福祉)課において、就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、ひとり親家庭の方及び寡婦の方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を実施している。

また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談を行い、情報提供や同行支援も行っている他、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理も行っている。

(令和元年度より相談日時を拡充)

② 民間団体との連携

多様化しているひとり親家庭等の状況に対応するため、民間団体と連携協定を締結している。より幅広い層へ施策の周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、社会全体でひとり親を支えていく機運を高めていく。

(平成 30 年度より実施)

【取り組みの成果と課題】

ひとり親家庭サポーターの相談窓口については全区週 2 日開設であったが、令和元年度より、各区の相談実績等を加味し、8 区を週 3 日開設に拡充している。

離婚前相談の件数は年々増加傾向であり、養育費確保の取組みの拡充効果もあり、今後も増加が見込まれる。

平成 30 年度より実施しているひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定は、令和元年 9 月 26 日現在、一般社団法人 日本シングルマザー支援協会、公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会、特定非営利活動 (NPO) 法人 しんぐるまぎあず・ふぉーらむ・関西、株式会社ウチコミ、一般社団法人ひとり親支援協会、日本法規情報株式会社と 4 当事者団体を含む 6 法人と締結している。

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面でさまざまな悩みや不安を抱えていることから、引き続き身近な相談窓口、制度・支援策等に関する情報提供など相談機能・サポート体制の充実を図る必要がある。

また、必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、引き続き広報周知に努める必要がある。